

6 商品デザインや商品名へのただ乗り行為に対する保護制度（不正競争防止法）

2. 不正競争防止法に違反すると

不正競争防止法違反には、【表6.2】のような措置が用意されています。

なお、行為が不正競争に該当するかどうかは、被害者からの提訴、又は政府当局による摘発に基づいて、裁判で争われることになります。

【表6.2】 類型毎の裁判事例

民事的措置	刑事的措置
<ul style="list-style-type: none"> ● 差止請求権（3条） ● 損害賠償請求権（4条） ● 損害額・不正使用の推定等（5条） ● 書類提出命令（7条） ● 営業秘密の民事訴訟上の保護（10条等） （秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理） ● 信用回復の措置（14条） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 罰則（21条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金 ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ● 法人両罰（22条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下 ・ その他：3億円以下 ● 国外での行為に対する処罰（21条6項・7項・8項）（営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪） ● 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（21条10項等）